

京都市訓令甲第 12 号

会 計 室

京都市会計管理者等専決規程の一部を次のように改正する。

平成31年3月29日

京都市長 門 川 大 作

別表会計室長の項第3号及び第8号並びに次長の項第4号及び第10号中「行財政局組織・人事担当局長」を「行財政局人事担当局長」に改める。

別表担当課長の項中第9号を第10号とし, 第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 補佐職員の市内出張に係る旅費の支出決定に関すること。

附 則

この訓令は, 平成31年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)